

神奈川県立川崎図書館資料収集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「図書館法」(昭和25年法律第118号)及び「神奈川県立図書館組織規則」(昭和59年教育委員会規則第4号)に基づき、図書館事業を適正に遂行するため、図書館資料の収集に関し、必要な事項について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 科学・産業技術分野に関する県民の広範なニーズに対応できる資料の収集を基本方針とし、次のとおり収集する。

- (1) 科学・産業技術分野に関する資料を幅広く収集する。
- (2) 県内の公共図書館及びその他の類縁機関を支援するために必要な資料を収集する。
- (3) 児童、青少年等が科学・産業技術に親しむための入門資料を収集する。

(収集資料)

第3条 収集資料は、次に掲げるものとする。

1 科学・産業技術図書

- (1) 科学・産業技術分野の図書
- (2) 科学・産業技術分野を補完する人文・社会科学分野の図書

2 特許・規格資料

- (1) 国内外の特許公報類及び関係資料
- (2) 国内外の主要な工業規格及びこれに類する規格類

3 逐次刊行物

- (1) 科学・産業技術分野の雑誌、学会講演論文集、紀要類、研究報告書、会社技報類
- (2) 科学・産業技術分野の年鑑・年報類
- (3) 科学・産業技術に関する文献抄録類
- (4) 新聞・官公報類
- (5) 科学・産業技術分野を補完する社会科学分野の雑誌類、年鑑・年報類

4 灰色文献資料(科学・産業技術分野を対象とした非流通資料)

- (1) 国及び地方公共団体の調査書及び報告書の類
- (2) 企業、財団、協会及び学会並びにそれらに付属する研究機関による技術レポートや調査報告書の類

5 科学技術入門資料

- (1) 児童、青少年等を主な対象とした科学・産業技術分野の資料

6 かながわの科学情報

- (1) 神奈川県及び県内市町村等で作成、刊行する科学・産業技術分野の資料

(2) 神奈川に関する科学・産業技術分野の資料

7 社史類コレクション

(1) 会社史

(2) その他、社史類の研究及び調査を目的とする資料

8 非図書資料

(1) 電子資料（マルチメディアを含むCD-ROM等）

(2) マイクロフィルム

(3) ビデオ

(4) その他

9 その他館長が必要と認める資料

(資料選定)

第4条 収集資料は、「神奈川県立川崎図書館資料選定会議要綱」に規定する神奈川県立川崎図書館資料選定会議において審査の上、選定する。

(実施細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、図書館資料等の収集に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 「神奈川県立川崎図書館図書資料収集方針」（昭和59年3月31日伺定）は廃止する。

3 「産業資料収集方針」（昭和51年6月30日伺定）は廃止する。

4 「視聴覚資料収集方針」（昭和51年6月30日伺定）は廃止する。

5 「こども・一般図書室用図書収集方針」（昭和59年3月31日伺定）は廃止する。

附則

この要綱は、平成15年12月12日から施行し、同年4月1日から適用する。